

仕 様 書

西部医療センター（以下「病院」という。）における病床管理システム保守業務委託は本仕様書に基づいて行うものとする。

1. 定義

本仕様書において、「甲」とは本契約に基づき公立大学法人名古屋市立大学をいう。
「乙」とは、本契約に基づき「甲」の相手方をいう。

2. 保守委託の対象機器

(1) 対象機器

リアルタイム病床管理システム（コマンドセンター）

※詳細は別紙、保守委託業務明細参照

(2) 保守・導入サービス

対象機器に対する保守サービスと、導入および継続的な改善支援業務

※詳細は別紙、保守委託業務明細参照

3. 保守契約期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4. 保守範囲

別紙、保守委託業務明細参照

5. 故障修理

別紙、保守委託業務明細参照

6. 除外事項

次に掲げる故障については、本契約から除外する。

- (1) 甲の故意若しくは重大な過失又は病院設備（電気、空調等）の異常による故障
- (2) 甲独自に変更又は改造した機器の故障
- (3) 乙以外の者が保守又は修理したことに起因する故障
- (4) 乙の承認なしに機器を移動又は再設置したことに起因する故障
- (5) 天災その他不可抗力による故障

7. 検査及び委託料の支払い

- (1) 乙は、3に定める保守契約期間中、毎月報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を担当者に提出し、検査確認を受けるものとする。ただし、提出書類が既に甲へ報告書が提出されている等の理由で重複する場合、その他甲が必要でないと認めたときは、乙は、当該書類の提出を省略することができるものとする。
- (2) 甲は、3に定める契約期間中、(1)における報告書等に基づき、毎月保守業務の検査確認を行うものとし、乙は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。

8. 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、甲へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 乙が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、(1)の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

9. その他

- (1) 別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 別記「情報取扱注意項目」を遵守すること。
- (3) その他本仕様書に記載のない事項については、担当者と協議の上、実施するものとする。

保守・導入サービス

(1) リアルタイム病床管理システム保守

1	以下の、リアルタイム病床管理システム(以下、コマンドセンター)1式の保守メンテナンスを行うこと
1-1	エッジコンピューティングサーバ：1式
1-1-1	サーバ本体：1台
1-1-2	ファイヤーウォール：2台
1-1-3	無停電電源装置：1台
1-2	コマンドセンター：1式
1-2-1	リアルタイム病床管理システム コマンドセンター：1式

(2) 保守・導入サービス

2	保守・導入サービスは以下の要件を満たすこと
2-1	保守サービス
2-1-1	保守管理することを目的に、リモート回線を有すること。リモート回線の開通場所は本設備の設置場所と同一とするか、または開通場所から本設備の設置場所までのネットワーク設備を有すること。
2-1-2	保守の受付時間は24時間対応すること。
2-1-3	保守の対応時間は、土日祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日9:00-18:00とすること。ただし、病院が土日祝日に開院する場合は対応に応じるものとし、この場合、病院は1ヶ月以上前に開院することを通知するものとする。
2-2	導入サービス
2-2-1	本サービスの契約書・仕様書に基づき、病院との協議の上、STATEMENT OF WORK（作業範囲記述書）を作成すること。
2-2-2	STATEMENT OF WORKに基づき、コマンドセンターの企画・設計をすること。
2-2-3	STATEMENT OF WORKに基づき、コマンドセンターの実装までのロードマップを策定すること。
2-2-4	STATEMENT OF WORKに基づき、コマンドセンターのプラットフォームを導入すること。
2-2-5	STATEMENT OF WORKに基づき、コマンドセンターを実装すること。
2-2-6	STATEMENT OF WORKに基づき、システムの実装までのロードマップを策定すること。
2-2-7	STATEMENT OF WORKの範囲外となる作業については、事前に実施の可否を病院と協議し、事前の協議の上で実施した作業については、相互に合意した料金が適用されること。
2-3	開発や継続的な改善に向け、以下の内容を病院職員と実施すること
2-3-1	病院の経営計画における中期および単年度事業計画等に基づき、KPI（業務評価指標）達成のための、単年度および中長期間のロードマップを策定すること。また、この場合の単年度のロードマップについては、2-2-6のコマンドセンター実装までのロードマップを含むものとし、システム実装までの準備・改善活動と、システム稼働後の改善活動を明確化するものであること。
2-3-2	病院の経営計画における中期および単年度事業計画等を基としたKPIを参照し、コマンドセンターがその運用を通じてどのKPIの向上にどのように寄与するか、具体的なアクションアイテムを整理した成果物を病院とともに立案、作成すること。
2-3-3	2-3-2におけるアクションアイテムは、個別具体的な目標を設定し、責任部署またはスタッフ、目標期日、目標達成のためのコマンドセンターの活用方法等も含めた具体的な活動内容を明文化し、本システム導入後に振り返り検証ができる内容とすること。また、この場合の目標期日は、2-3-1のロードマップと整合性の取れたものであること。
2-3-4	2-3-1のロードマップや、2-3-2～3のアクションアイテムに基づく改善活動として、院内会議やWG等の開催を支援し、必要に応じて資料の提供等を行うこと。
2-3-5	2-3-4の改善活動等を通じ、病院固有の病床管理上の課題の抽出と特定を行い、その分析を通じたロジックツリーを作成し、成果物として提出すること。
2-3-6	2-3-5のロジックツリーを基に、課題解決のための具体的な手法を病院とともに決定し、病院固有の病床管理上の課題を解決支援する計画を、コマンドセンターの活用方法等も含めて提案すること。この計画は、2-3-1のロードマップと整合性の取れたものであるものとし、必要であれば、病院と共にロードマップの見直し・修正を行うこと。
2-3-7	2-3-1のロードマップや、2-3-2～3のアクションアイテム、2-3-5のロジックツリー等に基づく改善活動を踏まえ、病院の病床管理上の運用ルールの見直しと新しい運用ルールの策定を支援し、策定した新しい運用ルールを成果物として提出すること。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。